

社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 給食調理業務託に係る公募型プロポーザル方式 事業者選定実施公告（デイサービスセンター・いずみ園・名神あけぼの園）

西宮市社会福祉事業団 給食調理業務（デイサービスセンター・いずみ園・名神あけぼの園）
の給食調理業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、下記のとおり公告
します。

令和7年（2025年）11月26日

社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団
理 事 長 阪 本 興 司

記

1. 業務の名称

西宮市社会福祉事業団 給食調理業務（デイサービスセンター・いずみ園・名神あけぼの園）

2. 業務の目的

利用者の楽しみである食事において、毎日、安全で美味しい食事を提供するため、調理方法
や衛生管理等において専門的な知識・技術を有する民間の専門業者に委託し、効率的な運営を
図ることを目的とします。

3. 業務の内容

利用者等への給食調理等業務（献立作成、調理指導、材料購入管理、食品衛生管理、給食調
理、配膳下膳、食器洗浄消毒、調理場清掃 等）
詳細は「仕様書」のとおり

4. 対象施設

施設名	所在地	利用定員
小松デイサービスセンター	西宮市小松東町1丁目3-10	35名
甲東デイサービスセンター	西宮市上甲東園2丁目11-60	35名
浜脇デイサービスセンター	西宮市久保町14-12	一般型35名
		認知症対応型12名
生活介護 いずみ園	西宮市津門川町2-30	50名
就労継続支援B型・生活介護 名神あけぼの園	西宮市津門大筒町2-13	80名

5. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 委託業者の選考方法

当法人が運営する施設は、その利用する対象者が高齢者や障害者であるため、そこで提供す
る給食は、栄養管理、食物アレルギー、疾患、食形態等への配慮、衛生管理など、きめ細かな

対応が必要です。安心・安全で美味しく楽しい給食を適正な価格で提供できる最適な事業候補者をこれらのことを踏まえた、公募型プロポーザル方式により選考します。

7. 資格要件

委託期間中、安全かつ円滑に給食調理業務を遂行できる事業者であることが必要なため、次のいずれにも該当することを要件とします。

- (1) 当事業団又は福祉施設・医療機関との間に給食調理業務に係る受託実績があること。
- (2) 福祉施設又は医療機関で給食調理業務の受託実績が継続して2年以上あること。
- (3) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務遂行が困難となった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (4) 事業展開拠点（本店又は支店）が近畿圏内にあること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する者、また、それらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 過去1年以内に、給食調理業務において営業禁停止処分を受ける等、重大な事故を起こしていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策により適正な食品衛生対応が講じられ、地方公共団体の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている場合はこの限りではない。

8. 参加資格の確認

参加資格の確認は、応募書類等の提出日を基準とします。ただし、審査結果の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。（社名、所在地、代表者氏名等に変更があった場合に、速やかにその事実を証する書類を添えて届け出を行い、事業団が承認した場合を除く。）

9. 実施スケジュール

公告	11月26日（水）
募集要領、仕様書及び各種様式をホームページに掲載	11月26日（水）
募集要領、仕様書及び各種様式ダウンロード期限	12月15日（月）17：00
施設見学期限	12月3日（水）17：00
質問受付期限	12月3日（水）17：00
質問回答（ホームページに掲載）	12月10日（水）
参加申込書類提出期限	12月15日（月）17：00
プレゼンテーション及びヒヤリング	12月23日（火）11：00
審査結果通知	12月26日（金）頃発送

10. 手続き

(1) 関係書類の配布

実施要領等は、令和7年11月26日（水）から令和7年12月15日（月）までの間に当事業団のホームページから入手するものとします。

ホームページアドレス <https://www.nishinomiya-fukushi.jp/>

(2) 配布資料

- ①公告
- ②仕様書
- ③参加申込書（様式第1号）
- ④提案書（様式第2号）
- ⑤誓約兼同意書（様式第3号）
- ⑥質問書（様式第4号）
- ⑦参加辞退届（様式第5号）

11. 施設見学（希望する場合のみ）

(1) 実施期間

令和7年11月26日（水）から12月3日（水）午後5時まで

(2) 申し込み方法

下記の連絡先へお問い合わせください。

施設名	担当者	電話番号
小松デイサービスセンター	正原	0798-35-0320 (浜脇デイサービスセンター)
甲東デイサービスセンター		
浜脇デイサービスセンター		
生活介護 いずみ園	木山	0798-22-3597 (名神あけぼの園)
就労継続支援B型・生活介護 名神あけぼの園		

12. 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年11月26日（水）から12月3日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

Eメールで質問書（様式第4号）を添付しご質問ください。

件名は、【調理業務プロポーザル質問】御社名 としてください。

なお、電話でのお問い合わせにはお答えいたしかねます。ご了承ください。

Eメールアドレス：sfj_hon2@nishi.or.jp

(3) 回答方法

質問と回答の内容は、ホームページに掲載します。ただし、質問の内容で事業者選考に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがあります。

回答日 令和7年12月10日（水）

1 3. 参加申込

公募型プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に定めるところにより書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②提案書（様式第2号）
- ③提案書添付書類（任意様式）
 - ・会社のパンフレット（10部）
 - ・勤務体制表（案）
 - ・1カ月の献立表（案）（現在、他施設で提供しているものでも可）
 - ・見積書（任意様式：管理費、食材費の内訳が記載されたもの）
 - ・説明資料を別に用意する場合は、提案書に要点を記入の上、別途、説明資料を提出してください。
- ④誓約兼同意書（様式第3号）

(2) 提出期間

令和7年11月26日（水）から12月15日（月）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出部数

提出書類の正本1部（会社のパンフレットは10部）を持参又は郵送（必着）で提出してください。

※併せて提出書類一式をEメールで提出してください。（会社のパンフレットを除く。）

件名は、【調理業務プロポーザル参加申込】御社名 としてください。

Eメールアドレス：sfj_hon2@nishi.or.jp

(4) 提出先

〒663-8114 西宮市上甲子園5丁目7-21

社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団 総務課 経営管理係

TEL 0798-34-2611

1 4. プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

(1) 対象

参加事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒヤリングを実施します。

(2) 実施日時等

令和7年12月23日（火）11:00～ 実施を予定しています。

※決まり次第、参加事業者へ通知します。

(3) 実施方法

提案書に基づきプレゼンテーションを行ってください。時間は30分以内とします。

提案書及びプレゼンテーション等の内容に基づき、質疑応答を行います。回答は、その場で行ってください。

※機器を使用される場合

プロジェクター及びスクリーン、接続ケーブル（HDMI）、延長電源コードは、当事業団で用意させていただきます。

パーソナルコンピュータは、各自ご準備ください。

1 5. 審査

(1) 審査実施

提出書類とプレゼンテーション及びヒヤリングをもとに、別紙1「西宮市社会福祉事業団業者選定委員会」で審査を行います。

(2) 選定基準

選考委員会で定める、別紙2「西宮市社会福祉事業団給食調理業務委託業者選考評価配点表」により評価します。

1 6. 契約の相手方の決定方法

(1) 選定方法

審査の結果に基づき契約候補者を決定します。決定後、契約候補者と契約及び業務履行に必要な協議を行い、契約業者を決定します。契約候補者と協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行うものとします。

(2) 選定結果

令和7年12月26日（金）頃発送の文書にて通知します。

各評価項目の点数等は公表しません。また、結果に対する異議は受け付けません。

(3) その他

契約候補者の決定から契約までの間に、委託業者の資格要件に該当しなくなった者は、契約を締結できません。

1 7. その他

(1) 提出書類は非公開とし、返却は行いません。

(2) 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 提出書類に契約本体に係る虚偽の記載をした場合には、無効とします。

(4) 書類提出後の記載内容の変更は認めません。

(5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

(6) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、当法人は無条件でその使用权を持つものとします。

(7) 当法人は、事業候補者の企画提案書に拘束を受けないものとします。

(8) 参加申込後、プレゼンテーション及びヒヤリングの実施前に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出してください。

(9) 本選考、その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

(10) 本選考にあたり当法人が配布等した資料等は、当法人の許可なく公表・使用することはできません。

(11) 参加事業者が1者であっても、各審査を実施します。

(12) 本選考にあたり参加事業者に生じた損害等について、当法人は一切その責を負いません。

(13) 提出書類については、提出期間を厳守してください。期間外は受け付けません。

(14) 郵便事故やメール等の通信事故については、当法人はいかなる責任も負いません。

(15) 公正な選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。

(16) 本事業は、西宮市社会福祉事業団理事会において令和8年度予算案が承認されることを条件とします。予算額の減額及び不承認の場合、当該業者選定は無効となる場合があります。

18. 問い合わせ先

社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団 総務課（担当：前花、森川）

〒663-8114 西宮市上甲子園5丁目7-21

TEL：0798-34-2611

FAX：0798-34-3520

ホームページアドレス <https://www.nishinomiya-fukushi.jp/>

Eメールアドレス：sfj_hon2@nishi.or.jp

別紙1 西宮市社会福祉事業団業者選定委員会 委員名簿

委員長	事務局長兼訪問看護課長兼認知症支援推進グループ長兼児童施設グループ長
副委員長	総務課長
委員	相談支援課長兼訪問介護課長
委員	介護保険課長
委員	通所介護課長
委員	障害福祉事業課長
委員	西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮事務長

別紙2

(1) 西宮市社会福祉事業団給食調理業務委託業者選考評価配点表（共通項目）

項目	配点	審査の視点
1. 会社名称		
2. 本社所在地		
3. 電話番号		
4. 代表者名		
5. 設立年月日		
6. 担当営業所名称（支店）		
・所在地		
・電話番号		
・FAX番号		
・Eメール		
・担当者 職氏名		
7. 運営理念		
8. 資本金（千円）		
9. 売上高（千円）		
10. 従業員数（合計）		
内訳（正社員）		
（その他）		
11. 関連会社		
12. 西宮市競争入札参加資格		
13. HACCPによる衛生管理	1点	調理業務は、衛生管理、品質管理、危機管理の取り組みを万全にして安全・安心を確保することが重要である。 これらについて、各業者の取り組み・意欲に対して評価する。
14. 代行保証	1点	
15. 医療関連サービスマーク	1点	

項目	配点	審査の視点
16. ISOの取得有無	1点	
17. 震災等非常時のバックアップ体制体制 マニュアルの有無	1点	
18. 賠償責任保険等の内容	1点	
19. 兵庫県、大阪府、京都府での実績		実績数はその業者の信頼性・安全性を判断する上で大きな要因となり、近隣に受託施設が多くあれば、災害等で厨房が使用不能な場合に人的・物的支援の確保も考えられる。よって、同種施設の実績について評価する。
① 介護老人保健施設	2点	
② その他福祉施設	2点	
20. 欠員が生じたときの対応	2点	より良い食事を提供する要因の一つとして従業員の勤務体制・質が重要である。 その内、適正な従業員の確保及び質の高い人材確保のための人材教育の取り組みや本社と現場の連携体制に対して評価する。
21. 従業員教育	2点	
22. 本社（営業所）と現場の連携体制	1点	
23. 食材の仕入れ方法	2点	食材を安定的に仕入れることが可能であるか、また、食材費が適正に執行されているか、その確認方法に対して評価する。
24. 食材費の執行確認方法	1点	
25. その他独自の提案等	2点	ありきたりの食事ではなく、受託事業者として与えられた条件の中でいかに工夫して特色あるサービスができるか、その取り組み・意欲について評価する。
26. 過去1年間の食中毒等事故発生の有無	－3点	食中毒の発生状況及びその対応について、その内容を考慮した上で、減点とするか別途、業者選定委員会で協議の上、決定する。
27. 役員等の暴力団等との関係の有無		
共通項目 計 （※を除く）	20点	

(2) 西宮市社会福祉事業団給食調理業務委託業者選考評価配点表（事業項目）

(デイサービスセンター)

項目	配点	審査の視点
1. 調理現場の責任者の経験、資格、資質	2点	より良い食事を提供するためには、まず、核となる従業員の経験、資質が重要である。次に、従業員全体の勤務体制・質が重要である。 具体的な核となる従業員予定者の経験、資質、及び適正な従業員の確保・配置・勤務体制について評価する。
2. 従業員の配置時間 従業員配置について配慮される内容	3点	
3. メニューの内容	3点	基本的な食事内容（メニュー）及び季節感を演出し特色ある行事食・選択メニューの提案や、入所者の好み・身体状況にあった食事提供の取り組みに対して評価する。
4. 食材へのこだわり	3点	
5. 個別対応の考え方	3点	
6. 行事食について	2点	
7. 選択メニューについて	2点	利用者の状態変更等に対応したメニューの変更、利用キャンセル等に対する食数の変更の期限について評価する。
8. 緊急時のメニュー、食数の変更	2点	
9. 管理費(税抜き)見積額	30点	最低見積価格をX、当該見積価格をYとし、30点を基準として、以下の計算式にて算出する。ただし、XとYは有効な見積価格とする。 計算式＝ $30 \times X / Y$
食材費(税抜き)見積額	30点	最低見積価格をX、当該見積価格をYとし、30点を基準として、以下の計算式にて算出する。ただし、XとYは有効な見積価格とする。 計算式＝ $30 \times X / Y$
事業項目 計	80点	

共通項目 + 事業項目	100点	
-------------	------	--

(2) 西宮市社会福祉事業団給食調理業務委託業者選考評価配点表（事業項目）

(生活介護 いずみ園)

項目	配点	審査の視点
1. 調理現場の責任者の経験、資格、資質	2点	より良い食事を提供するためには、まず、核となる従業員の経験、資質が重要である。次に、従業員全体の勤務体制・質が重要である。 具体的な核となる従業員予定者の経験、資質、及び適正な従業員の確保・配置・勤務体制について評価する。
2. 従業員の配置時間 従業員配置について配慮される内容	3点	
3. メニューの内容	3点	基本的な食事内容（メニュー）及び季節感を演出し特色ある行事食・選択メニューの提案や、入所者の好み・身体状況にあった食事提供の取り組みに対して評価する。
4. 食材へのこだわり	3点	
5. 利用者の喫食状況及び障がい特性による嗜好の個別性への対応	3点	
6. 行事食について	3点	
7. 緊急時のメニュー、食数の変更	2点	利用者の状態変更等に対応したメニューの変更、利用キャンセル等に対する食数の変更の期限について評価する。
8. 職員食の対応	1点	職員分の給食への対応について評価する。
9. 管理費(税抜き)見積額	30点	最低見積価格をX、当該見積価格をYとし、30点を基準として、以下の計算式にて算出する。ただし、XとYは有効な見積価格とする。 計算式＝ $30 \times X / Y$
食材費(税抜き)見積額	30点	最低見積価格をX、当該見積価格をYとし、30点を基準として、以下の計算式にて算出する。ただし、XとYは有効な見積価格とする。 計算式＝ $30 \times X / Y$
事業項目 計	80点	

共通項目 + 事業項目	100点	
-------------	------	--

(2) 西宮市社会福祉事業団給食調理業務委託業者選考評価配点表（事業項目）

(就労継続支援B型・生活介護 名神あけぼの園)

項目	配点	審査の視点
1. 調理現場の責任者の経験、資格、資質	2点	より良い食事を提供するためには、まず、核となる従業員の経験、資質が重要である。次に、従業員全体の勤務体制・質が重要である。 具体的な核となる従業員予定者の経験、資質、及び適正な従業員の確保・配置・勤務体制について評価する。
2. 従業員の配置時間 従業員配置について配慮される内容	3点	
3. メニューの内容	3点	基本的な食事内容（メニュー）及び季節感を演出し特色ある行事食・選択メニューの提案や、入所者の好み・身体状況にあった食事提供の取り組みに対して評価する。
4. 食材へのこだわり	3点	
5. 利用者の喫食状況及び障がい特性による嗜好の個別性への対応	4点	
6. 行事食について	3点	利用者の状態変更等に対応したメニューの変更、利用キャンセル等に対する食数の変更の期限について評価する。
7. 緊急時のメニュー、食数の変更	2点	
8. 管理費(税抜き)見積額	30点	最低見積価格をX、当該見積価格をYとし、30点を基準として、以下の計算式にて算出する。ただし、XとYは有効な見積価格とする。 計算式＝ $30 \times X / Y$
食材費(税抜き)見積額	30点	最低見積価格をX、当該見積価格をYとし、30点を基準として、以下の計算式にて算出する。ただし、XとYは有効な見積価格とする。 計算式＝ $30 \times X / Y$
事業項目 計	80点	

共通項目 + 事業項目	100点	
-------------	------	--